

平成21年5月19日

各 位

会 社 名 日 水 製 薬 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 々 義 廣  
(コード番号 4550 東証第一部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 井 上 祥 夫  
(TEL. 03-5846-5611)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月24日開催予定の第77期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式が株式等振替制度(株券電子化制度)に一斉に移行しました。これに対応するため、株券の発行を前提とした規定および実質株主、実質株主名簿に係る規定の削除、条数の繰上げなど所要の変更を行うものです。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項の規定により同法の施行日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

(2) 株主の皆さまの権利行使に関する手続きを株式取扱規程で定めることを明らかにするため、所要の変更を行うものです。(変更案第11条)

(3) 執行役員制度導入により取締役員数が減少するため、取締役定員の上限を引き下げるものです。(変更案第20条)

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成21年6月24日(水曜日)

定款変更の効力発生日：平成21年6月24日(水曜日)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)  <u>第 7 条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)  第 8 条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)  第 9 条 当社の単元株式数は 100 株とする。  ② <u>当社は第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)  第 10 条 当社の株主(実質株主を含む、<u>以下同じ</u>)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  1. 会社法第189条第2 項各号に掲げる権利  2. 会社法第166条第1 項の規定による請求をする権利  3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利  4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)  第 11 条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)  第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令およびこの定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(削る)</p> <p>(自己株式の取得)  <u>第 7 条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)  第 8 条 当社の単元株式数は 100 株とする。  (削る)</p> <p>(単元未満株式についての権利)  第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  1. 会社法第189条第2 項各号に掲げる権利  2. 会社法第166条第1 項の規定による請求をする権利  3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利  4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)  第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)  第 11 条 当社の株式に関する取扱い、<u>株主の権利行使の手続き</u>および手数料については、法令およびこの定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 13 条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成、備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務ならびにその他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第14条～第20条 (条文省略)</p> <p>(定員)</p> <p>第 21 条 当社の取締役は 15 名以内とする。</p> <p>第22条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務ならびにその他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(定員)</p> <p>第20条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>第21条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</p>

以 上